

平成28年熊本地震に関する高知県の被災地支援の状況について【第18報】

【平成28年5月16日（月）15時現在】※下線部は前回からの変更箇所

平成28年熊本地震に関する高知県の被災地支援の状況について、お知らせいたします。

1. 人的支援

（1）緊急消防援助隊の派遣

※「緊急消防援助隊」は、全国の消防機関による災害救助・支援を行う目的で設置された部隊です。

■消防防災航空隊「おとめ」（延べ37人を派遣）

- 15日 熊本県益城町などの上空から情報収集活動（8人派遣）
- 16日 熊本県産山村や南阿蘇村の上空から情報収集活動及び2名を救助（7人派遣）
- 18日 熊本県益城町や熊本市、南阿蘇村の上空から情報収集活動（7人派遣）
- 19日 熊本県南阿蘇村の上空から情報収集活動（7人派遣）
- 20日 熊本県南阿蘇村の上空から情報収集活動（8人派遣）
- （21日～24日 機体点検のため運休）
- 21日 任務解除

■地上部隊（高知県隊）（計52人を派遣）

- 17日 地上部隊6隊24人が南阿蘇村河陽地区で山口県隊、徳島県隊と合同で捜索活動
- 18日 南阿蘇村を中心に、山口県隊、徳島県隊と合同で安否確認活動
- 19日 南阿蘇村河陽地区で幹線道路警戒活動
- 20日 二次派遣部隊8隊28人が南阿蘇村河陽地区で捜索活動
- 21日 二次派遣部隊8隊28人が南阿蘇村河陽地区で捜索活動に着手するも悪天候で中止
任務解除（現地を出発して帰県）

（2）広域緊急援助隊（災害警備特別派遣部隊）の派遣

※「広域緊急援助隊」は、全国の警察組織による災害救助・支援を行う目的で設置された部隊です。

■高知県部隊（計57人を派遣）

- 17日 警備部隊45人が熊本県益城町で捜索活動
- 18日 警備部隊45人が熊本県益城町で捜索及び情報収集活動（19日に任務解除、離県）
- 19日 交通部隊12人（※24日まで活動予定）が国道3号線の交通渋滞対策に従事
- 20日 交通部隊12人が熊本県山鹿市において交通渋滞対策に従事
- 21日 交通部隊12人が熊本市北区において交通渋滞対策に従事
- ～ //
- 24日 熊本市北区における交通渋滞対策への従事を継続
- 25日 交通部隊12人任務解除

■県警航空隊ヘリ「くろしお」(4人派遣)

- 15日 熊本県の上空で情報収集活動(4人派遣)、熊本空港に駐機
16日 熊本県の上空で情報収集活動

■特別自動車警ら部隊(県警察本部生活安全部地域課)(2人派遣)

- 28日～5月9日 パトカー1台(乗員2人)が熊本市内等でパトロール活動に従事します
(現地活動は4/29～5/8)

■特別機動捜査部隊(県警察本部刑事部捜査第一課)(2人派遣)

※被災地における犯罪多発地域を中心に犯罪の未然防止や犯人の早期検挙に従事します

- 捜査用車両(覆面パトカー)1台、捜査員2人
5月9日～17日(第一次派遣部隊)
5月16日～24日(第二次派遣部隊)

■特別交通部隊(県警察本部交通部交通指導課)(6人派遣)

※被災地における、信号が損壊した交差点等において交通誘導や渋滞対策等に従事します

- 捜査用車両(覆面パトカー)2台、制服警察官6人
5月13日～25日 熊本市内において活動に従事

(3) 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣(計67人を派遣)

※「DMAT」は、災害時に派遣される専門的な訓練を受けた医療チームです。

- 16日 近森病院チーム(4人)、高知大学附属病院チーム(5人)、高知医療センターチーム(4人+4人)が、川口病院(熊本県菊池市)で活動
17日 幡多けんみん病院チーム(4人)、あき総合病院チーム(4人)、須崎くろしお病院チーム(5人)と上記3チームが、川口病院で活動
18日 あき総合病院チームは、避難所のアセスメント(状況調査)に従事
幡多けんみん病院、須崎くろしお病院の各チームは被災地の施設支援に従事
高知大学附属病院、高知医療センター、近森病院の各チームは、川口病院を拠点に医療活動に従事
21日 高知DMAT(第2陣)7チームが避難所巡回診療や阿蘇温泉病院の支援に従事
※7チーム:高知医療センター(5人)、高知大学附属病院(5人)、
国立高知病院(6人)、土佐市民病院(6人)、四万十市民病院(5人)、
渭南病院(5人)、大井田病院(5人)
22日 高知DMAT(第2陣)7チームが避難所巡回診療や阿蘇温泉病院の支援に従事
23日 高知DMAT(第2陣)7チームが帰高(DMATの活動終了)

(4) ドクターヘリの派遣(6人派遣)

※高知県では平成23年度から医療専用ヘリコプター「ドクターヘリ」の運行を行っています。

- 16日 小児を熊本市民病院から鹿児島の病院へ搬送(6人派遣)
17日 高知医療センターに帰投し通常業務復帰(活動終了)

(5) 保健師の派遣 (計 24 人を派遣)

- 20 日 保健活動チーム第 1 班が熊本県に向けて出発
※保健活動チーム（1 チーム 4 人）を交代しながら継続的に南阿蘇村に派遣
※派遣期間は、4 月 20 日から 5 月 11 日まで（現地活動期間は 4/21～5/10）
- 21 日 保健活動チーム第 1 班（保健師 2 人、事務職等 2 人）が南阿蘇村の避難所で活動
～ “
- 25 日 南阿蘇村の避難所で活動（第 1 班の活動は終了 4/26 に帰高予定）
- 26 日 第 2 班（保健師 2 人、事務職等 2 人）が南阿蘇村で家庭訪問等に従事
- 27 日 第 2 班（保健師 2 人、事務職等 2 人）が南阿蘇村で家庭訪問等を継続（4/30 まで）
- 30 日～5 月 6 日 第 3 班（保健師 2 人、事務職等 2 人）が南阿蘇村で家庭訪問等に従事
(現地活動は 5/1～5/5)
- 5 月 5 日～11 日 第 4 班（保健師 2 人、事務職等 2 人）が南阿蘇村で家庭訪問等に従事
(現地活動は 5/6～5/10)
- ※厚生労働省からの派遣延長要請(5/2)に基づき、5 月 30 日まで保健師チームの派遣延長を決定
- 5 月 10 日～16 日 第 5 班（保健師 2 人、事務職等 2 人）が熊本県大津町の避難所等で活動
※5 月 11 日は熊本県大津町の避難所での活動に従事
※5 月 12 日～14 日は、南阿蘇村長陽地区で地区活動（家庭訪問等）に従事
※5 月 15 日は、南阿蘇村の避難所で活動に従事
(現地活動は 5/11～5/15、5/16 帰高)
- 5 月 16 日～ 第 6 班が熊本県大津町の避難所での活動を開始

(6) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣 (計 18 人を派遣)

※「D P A T」とは、大規模災害時に、被災者等に対して精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門チームです。

- 21 日 D P A T（第 1 班 3 人：精神科医、保健師、業務調整員）が熊本県に向けて出発
※熊本県精神保健福祉センター(DPAT 抠点)を拠点に熊本市内にて支援活動
- 23 日～27 日 第 1 班は、熊本市内にて支援活動（4/28 帰高）
- 28 日～5 月 2 日 DPAT 第 2 班が熊本市内で支援活動（5/3 帰高）
- 5 月 3 日～7 日 DPAT 第 3 班が熊本市内で支援活動（5/8 帰高）
- 5 月 8 日～10 日 DPAT 第 4 班が熊本市内で支援活動（5/11 帰高）
※第 4 班から現地での活動期間が 3 日間に短縮(これまで 5 日間)
- 5 月 12 日～14 日 DPAT 第 5 班が熊本市内で支援活動(5/15 帰高)
- 5 月 15 日～17 日 DPAT 第 6 班が熊本市内で支援活動(5/18 帰高予定)

(7) 被災建築物応急危険度判定士の派遣 (計 24 人を派遣)

※「被災建築物応急危険度判定士」とは、大地震により被災した建築物を調査し、その後の余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付帯設備の転倒などの危険性を判定する技術者です。

19～23 日 第 1 陣の県土木部職員 8 人を熊本県内へ派遣 (現地活動は 4/20～4/22)

22～26 日 第 2 陣の高知市職員 8 人を熊本県内へ派遣 (現地活動は 4/23～4/25)

28～5 月 2 日 第 3 陣の 8 人 (県土木部職員 2 人、民間 6 人) を熊本県内へ派遣
(現地活動は 4/29～5/1、第 3 陣で現地活動は終了)

(8) 被災宅地危険度判定士の派遣 (計 39 人を派遣)

※「被災宅地危険度判定士」とは、被災した宅地の危険度を判定する技術者です。

25～29 日 第 1 陣の県職員 6 人 (3 人/班×2 班) を熊本県内へ派遣 (現地活動は 4/26～4/28)

28～5 月 2 日 第 2 陣の県職員 6 人 (3 人/班×2 班) を熊本県内へ派遣 (現地活動は 4/29～5/1)

5 月 1 日～5 日 第 3 陣の県職員等 6 人 (3 人/班×2 班) を熊本県内へ派遣 (現地活動は 5/2～5/4)
※第 3 陣は県職員 3 人、高知市職員 3 人で編成

5 月 4 日～8 日 第 4 陣の県職員 6 人 (3 人/班×2 班) を熊本県内へ派遣 (現地活動は 5/5～5/7)

5 月 7 日～11 日 第 5 陣の県職員 3 人 (3 人/班×1 班) を熊本県内へ派遣 (現地活動は 5/8～5/10)

5 月 10 日～14 日 第 6 陣の県職員 6 人 (3 人/班×2 班) を熊本県内へ派遣 (現地活動は 5/11～5/13)

5 月 13 日～17 日 第 7 陣の県職員 6 人 (3 人/班×2 班) を熊本県内へ派遣 (現地活動は 5/14～5/16)

※第 7 陣まで派遣予定

(9) 森林土木職員 (県職員) の派遣 (計 3 人を派遣)

※山地災害箇所の復旧計画書の作成支援を行う県職員を派遣します。

※派遣先 熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課 2 人

熊本県上益城地域振興局農林部林務課 1 人

5 月 9 日～7 月 1 日 森林土木職員 (県職員) 3 人を熊本県内に派遣 (現地活動は 5/10～6/30)

(10) 高知県災害応援隊の派遣 (計 38 人を派遣)

※ 23 日～5 月 18 日 県職員 22 人 (危機管理部 17 人、地域福祉部 6 人) 及び市町村職員 (5～0 人) を 6 班に分けて派遣し、交代制で益城町にて避難所等を支援します。
(現地活動は 24 日～5 月 18 日)

※ 1 班：県職員 4 人 + 市町職員 (高知市、須崎市、黒潮町) 5～0 人が同行

※ 併せて、物資 (ウェットティッシュ、ミレービスケット等) を提供

23 日 熊本県へ向け出発 (県危機管理部 3 人、県地域福祉部 1 人、高知市 2 人、
須崎市 1 人、黒潮町 2 人)

24 日 益城町総合運動公園で AMDA や総社市等とテント張り (約 150 張)
避難所 (益城町立広安西小学校) の運営支援の準備

25 日 避難所 (益城町立広安西小学校) の運営支援及び夜間の校内パトロール
～ //

28 日 避難所 (益城町立広安西小学校) の運営支援を継続 (第 1 班は午後に離県)

第2班（県危機管理部3人、県地域福祉部1人、高知市2人、須崎市1人）が引継
～ 避難所（益城町立広安西小学校）の運営支援及び夜間の校内パトロール

5月2日 第3班（県危機管理部3人、県地域福祉部1人、高知市2人、須崎市1人）が引継
～ 避難所（益城町立広安西小学校）の運営支援及び夜間の校内パトロール

5月6日 第4班（県危機管理部3人、県地域福祉部1人、高知市2人、須崎市1人）が引継
～ 避難所（益城町立広安西小学校）の運営支援及び夜間の校内パトロール

5月10日 第5班が（県危機管理部3人、県地域福祉部1人、高知市2人）が引継
～ 避難所（益城町立広安西小学校）の運営支援及び夜間の校内パトロール

5月14日 第6班が（県危機管理部1人、県地域福祉部1人）が引継
～ 16日 避難所（益城町立広安西小学校）の運営支援及び夜間の校内パトロール

（11）全国知事会からの要請に基づく県職員の派遣（計5人を派遣）

5月8日～6月10日 罹災証明交付事務に従事する職員を熊本県甲佐町へ派遣
(事務職(総務部)3人をローテーションで3組派遣)
(現地活動は5/9～6/10)

5月8日～5月20日 仮設住宅受付事務に従事する職員を熊本県甲佐町へ派遣
(事務職(総務部)2人をローテーションで2組派遣)
(現地活動は5/9～5/31)

5月19日～5月28日 災害救助法応急処理の現物支給事務に従事する職員を熊本県甲佐町へ
派遣予定（建築職1人）

2. 義援金

19日 県として義援金の口座を開設し受付開始(受付:6月30日まで) [会計管理局]
義援金ホームページアドレス
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180101/2016041800200.html>

3. 見舞金

15日 熊本県に対して見舞金30万円の支出を決定 [地域福祉部]
26日 熊本県に対する見舞金を50万円に増額し支出することを決定 [地域福祉部]
28日 熊本県東京事務所に目録とお見舞状を手交
5月2日 見舞金50万円を振込

4. 県営住宅等への被災者の受入

21日 熊本地震による被災者で、県営住宅等へ入居を希望する方に対する住宅提供を決定
提供可能戸数：県営住宅18戸、県職員住宅120戸、県教職員住宅39戸
入居対象者：居住する市町村の発行する「り災証明書」を受けられる方
家賃等：家賃は全額免除、連帯保証人は不要
県営住宅等受入ホームページアドレス
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171901/2016042100101.html>

5. その他

- 17日 椿原町は熊本県小国町（おぐにまち）との協定に基づき、食品8,400食、水2L2,004本を支援
- 19日 高知市及び四万十市の給水車計2台が熊本県菊池市で給水活動（4/20も継続）
- 20日 宿毛市が、黒潮町、愛媛県愛南町と共同で物資を熊本県益城町に輸送
- 25日 土佐市が、宇土市へ土のう5000枚、ブルーシート100枚を発送（4/26到着見込み）
- 29日 高知市が熊本県嘉島町に「紙おむつ」等を支援、同日発送
- 30日～5月4日 災害ボランティアとして社協職員4名（県社協2名、高知市社協1名、南国市社協1名）を熊本県嘉島町に派遣（現地活動は5/1～5/3）
- 5月14日～17日 災害ボランティアとして社協職員4名（県社協及び市町村社協）を熊本県嘉島町へ追加派遣予定
- 5月26日～30日 災害ボランティアとして社協職員4名（県社協及び市町村社協）を熊本県嘉島町へ追加派遣予定

問合せ先

危機管理・防災課

TEL088-823-9320